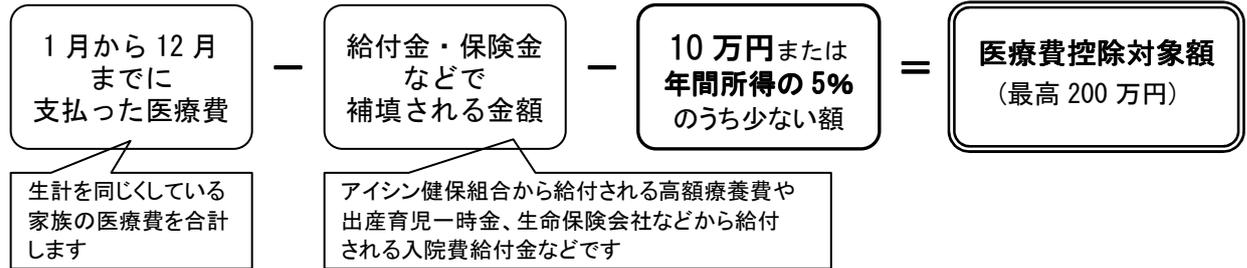


医療費控除の申告について

医療費控除とは、被保険者や被扶養者の分も含めて一年間の医療費が10万円（または年間所得の5%）を超えたとき、確定申告により税金が戻ってくる制度です。対象となる方はぜひ活用して、家計の負担を減らしましょう。

記

1. 控除額の計算方法



2. 対象となる医療費・ならない医療費

健康保険のきかない医療費も控除の対象になりますが、すべての医療費が対象となるわけではありませんので、ご注意ください。

◆対象となるおもな医療費

- ・医療機関に支払った治療費・薬剤費
- ・治療目的で医療機関に通った際の通院費
- ・入院や通院のための交通費
- ・治療のための医薬品(市販薬)の購入費
- ・治療目的のはり・きゅう等の施術費や義手等の購入費

◆対象とならないおもな医療費

- ・美容目的の整形手術、歯列矯正の費用
- ・予防や健康増進目的の健康食品・栄養剤の購入費
- ・健康診断・人間ドックなどの費用
- ・インフルエンザの予防接種
- ・単に体調を整えるためだけのはり・きゅう等の施術費

3. 申告時期 平成26年2月17日(月)～3月17日(月)

※医療費控除のみ4月以降も可

4. 申告に必要なもの

- ① 印鑑 ② 給与の源泉徴収票 ③ 医療費の内容がわかる領収書、諸費用の領収書等

5. その他注意事項

- ◆医療費控除には、健康保険組合からの給付金証明は必要ありません。
- ◆健康保険組合発行の『医療費のお知らせ』、『給付金支給決定通知書』または、給与明細『還付金・その他』の欄を参考に医療費控除の対象になるか確認の上、申告してください。

以上

お問い合わせ

- ① 申告についての詳細・・・お住まいを管轄する税務署へ

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

- ② 給付金額について・・・アイシン健康保険組合 TEL (0566-77-8021)